

三戸町公共施設照明設備LED化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月

三戸町 総務課

三戸町公共施設照明設備LED化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、三戸町（以下「本町」という。）におけるカーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減を図るため、町内の公共施設について、省エネルギーかつ長寿命のLED照明をリース方式により導入することを目的とする。

本募集は、民間事業者のノウハウ、資金、技術力を活用し、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、最適な事業者を特定するために行うものである。

2 事業概要

(1) 事業名

三戸町公共施設照明設備LED化事業

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約方式

リース契約

(4) 事業期間

① LED照明設備の導入業務 契約締結日から令和7年3月31日まで

② リース及び設備の維持管理業務 施設毎に工事完了の翌月から10年間（120か月）

※導入設備はリース期間終了後、発注者に無償譲渡されるものとする。

(5) 提案上限額

リース費用総額215,946,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

3 担当課及び書類提出先

〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43番地

青森県三戸町役場 総務課 管財班

担当者：椛沢 秀孝

電話：0179-20-1111（内線2218）

FAX：0179-20-1102

E-mail：kabasawa@town.sannohe.lg.jp

4 参加資格要件

(1) 応募者

① 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。

② グループで応募する場合は、構成員の中から代表者を1者選定するものとし、その代表者が町との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続きを行う。その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。

なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は認めない。

- ③ 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

ア リース役割

本町とのリース契約を締結し、事業遂行の全ての責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

ウ 調査設計役割

調査・設計業務を実施する。

エ その他役割

上記ア～ウ以外の維持管理、本設備の供給等を実施する。

※リース役割以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。

- ② リース役割を担う者、施工役割を担う者、調査設計役割を担う者、その他役割を担う者が異なる場合には、構成員の間で交わされた契約書、覚書などを締結し、その写しを提出すること。

(3) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ① 代表者及び構成員は、令和4・5年度三戸町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出していること（本プロポーザルの参加申込に当たり新規提出する場合は、5(1)の参加表明期日までに提出すること）。

※ 提出書類等については町ホームページ参照のこと。メインタブ「仕事・産業」→「令和4・5年度一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書提出要領」

URL：<https://www.town.sannohe.aomori.jp/>

- ② 応募者は、本要領の内容を十分に遂行できる者であること。
- ③ 応募者は、事業運営、維持管理を円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- ④ リース期間中、維持管理を行うことができ、部品提供や代替照明器具の供給ができること。
- ⑤ 地方公共団体との間に本事業と同種のLED照明リース契約の実績を有していること（グループの場合は、構成員の中で1者以上この要件を満たすこと）。
- ⑥ リース役割を担う構成員は、経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。
- ⑦ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する事業者であること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は応募者の構成員になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者。
- ③ 青森県及び三戸町から指名停止の措置を受けている者。

- ④ 国税及び地方税を滞納している者（特別な理由により延納、徴収猶予が承認されている場合を除く）。
- ⑤ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

5 参加表明手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出書類一式により参加表明を行うものとする。

(1) 提出期限

令和 5 年 11 月 28 日（火）必着

(2) 提出書類及び提出部数

応募者及び構成員は、以下の書類を綴じたもの 1 部を提出すること。

① 参加意向申出書【様式 1 号】

グループで応募の場合は、代表者名で作成すること。

② グループ構成表【様式 1-1 号】

応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、単体での応募の場合は、提出不要。

③ 参加資格要件確認誓約書【様式 2】

④ 会社概要書【様式 3】

※ 業種に関する許可、登録を証明する書類若しくは、提出日前 3 ヶ月以内の商業登記簿謄本の写しを添付すること。

⑤ 照明設備 LED 化リース事業実績調書【様式 4】

※ 記載した業務実績が証明できるもの（契約書等の写し）を添付すること。

(3) 提出方法及び提出先

提出書類一式を、本要領「3 担当課及び書類提出先」に記載の担当者あてに、電子データにより送信するとともに、原本を郵送又は持参により提出すること。なお、持参による提出受付は役場開庁時間（平日 8 時 15 分から 17 時まで）のみとする。

(4) 参加資格審査結果通知

参加意向申出書を提出した者に対し、次のとおり審査結果を通知する。

① 通知日 令和 5 年 11 月 29 日（水）に通知する。

② 通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

6 説明会

実施予定なし

7 企画提案書の提出

参加資格が確認された者は、次のとおり書類を作成し、期限までに提出すること。

(1) 提案に関する事項

① 「三戸町公共施設照明設備 LED 化事業に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）」の内容を踏ま

えて提案を行うこと。

② 工事に関する共通条件は次のとおりとする。

ア 材料置場、駐車場は事業場所の敷地内や既存建築物の一部を使用可能とする。これらの設置にあたっては町の各施設担当者と協議するとともに、必要に応じて行政財産の使用許可手続きを行うものとする。但し、材料置場や駐車場が不足する場合には、事業者の負担で敷地外にて調達するものとする。

イ 室内（屋上、機械室等を除く）の工事の作業時間は、各施設所管課と事前に調整を行うこと。なお、原則として、室内の備品等の移動は行わずに、養生を行うこと。必要に応じて工事中の侵入などに対する予防措置を講じること。

ウ 工事にあたっては本町の担当者と協議するとともに、執務や施設利用に支障が生じないように十分配慮すること。

エ 交換するリース物品は、既設の建物に配慮して天井改修等を必要としない照明器具及び付属品を選定すること。万一施工のために天井改修等が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。天井仕上げ材料は、既存材料と同等のもので、体裁に配慮するものとし、既存の天井との色目の違いが生じる場合は、再塗装を行うこと。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書【様式6】
- ② 事業実施方針（任意様式）
- ③ LED照明設備導入計画（任意様式）
- ④ 事業効果試算表【様式7】
- ⑤ 使用機器提案書（任意様式）
- ⑥ 維持管理等提案書（任意様式）
- ⑦ 事業実施工程表（任意様式）
- ⑧ 参考見積書【様式8】

(3) 提出部数、提出方法及び提出先

- ① 紙媒体で正本1部、副本7部を持参又は郵送
※正本には届出印を押印すること。
- ② 電子媒体（PDFによる）で1部（郵送又は電子メール）
- ③ 本要領「3 担当課及び書類提出先」に記載の担当あてに、電子データにより送信するとともに、紙媒体を郵送又は持参により提出すること。

(4) 提出期限

令和5年12月11日（月）午後5時必着

(5) 留意事項

- ① 使用フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③ 各提案書類には、書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。書類はA4版又はA3版（A3版はA4版折込）とし、完結に分かりやすく作成すること。
- ④ 現場確認等を行わず、仕様書で示す「既存器具リスト」を基に積算のうえ、提案書を作成すること。なお、当該リストは、竣工当時の図面等を元に作成したものである。

- ⑤ 「既存器具リスト」にある非常照明、誘導灯については、企画提案時点では LED 化の対象外とする。ただし、受託候補者特定後の現場確認により、LED 化を実施する場合がある。
- ⑥ 別紙「積算用照明点灯時間一覧」を参考とし、次の 3 点を基本に提案すること。
 - ア 東北電力業務用電力にて積算
 - イ 再生エネルギー促進賦課金を加算
 - ウ 燃料費調整額を含めずに積算

8 質疑応答

本業務及び本プロポーザルに関して質問がある場合は、次により行う。なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

(1) 質問方法

質問書【様式 5】により、本要領「3 担当課及び書類提出先」に記載の担当あてに、電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名は「三戸町公共施設照明設備 LED 化事業に関する質問(〇〇社)」とすること。

※ 電子メールを受信した場合、受信確認メールを送信アドレスに返信するので、メール送信日の翌日までに受信確認メールが届かないときは、至急、電話等で連絡すること。

(2) 質問の受付期限

令和 5 年 1 1 月 2 1 日 (火) 17 時 (必着)

(3) 質問書への回答

全ての質問を取りまとめた上で、令和 5 年 1 1 月 2 2 日 (水) までに三戸町ホームページへの掲載により行うものとする (回答の際は質問者名を公表しない)。

(4) その他

- ① 質問事項が重複していると町が判断した場合は、整理した上で回答する。
- ② 本件の趣旨からかけ離れた質問には回答しない。
- ③ 質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答する。
- ④ 評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出期限までに企画提案書を提出しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本実施要領及び仕様書に示した条件に適合しない場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 提案金額が、上限額を超過した場合
- ⑥ 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ⑦ プレゼンテーション開始時刻までに会場等に来なかった場合
- ⑧ その他、町が指示した事項に違反する場合

10 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

提案の審査・評価は、「三戸町公共施設照明設備LED化事業に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において提案内容を総合的に評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

なお、最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を上位とし、金額も同額の場合は審査会の委員の多数決により順位を決定する。

評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の特定は行わない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングによる評価の実施

① 企画提案書の内容について、1提案者あたり50分以内のプレゼンテーションを行う。

② 実施日時、場所

ア 日時 令和5年12月14日（木）※ 時間については、別途通知する。

イ 場所 三戸町役場4階 大会議室

③ 実施時間

50分以内（提案内容の説明30分、ヒアリング20分）。

④ 出席者

5名以内（出席者は最小限とする）。

⑤ その他

ア プレゼンテーションの順番は、町が企画提案書を受理した順番とし、電子メールにより別途通知する。

イ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づいたものとする。

ウ 当日、配付資料がある場合は、7部用意すること。

エ プレゼンテーション会場には、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルのみ本町が準備する。

オ Web会議形式での実施も可能とする。なお、Web会議形式で実施する場合は、企画提案書提出時までに担当者にその旨連絡すること。また、Web会議形式で実施することにより、別途必要となる機材は参加者が準備すること。

(3) 評価基準

評価項目	内 容	配点
事業遂行能力	実施体制及び役割分担が明確になっているか	15
	過去5年間に同種の業務実績を有しているか	
	応募者（グループ）の経営状況は良好か	
	LED照明機器等は、累積製造・販売実績（台数・年数）を十分有するメーカー製品を採用しているか	
使用機器	契約期間中の使用機器の品質、信頼性、安全性を十分に確保できるか	20
	LED照明機器等は、点灯性能や省エネ性能等が優れているか	
調査・設計 工事計画等	事業計画は具体的で実現性を有し、計画どおり遂行できる能力を有しているか	10

	工事中における工程管理、品質管理及び安全管理等の留意点等が記載されており、工事履行に関する信頼性があるか	
維持管理	緊急や災害時等の不具合に早急に対応できる体制が確保されているか	15
	製品に関する事故やトラブル等に対する安全対策が図られているか	
事業効果	本町にとって経済性が高く、SDGsに寄与した提案であるか	20
	地域経済に寄与する具体的な提案があるか	
プレゼンテーション	プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか	10
	質疑応答は適切に対応されているか	
参考見積金額	提案内容に対して見積金額が適正であり、経費の内訳が明確か	10

(4) 審査結果の通知、公表

審査結果は、受託候補者特定後、令和5年12月19日(火)を目途に決定し、全提案者に文書で通知する。また、受託候補者名及び評価点数を本町ホームページに公表する。

なお、審査結果に関する質問又は異議は一切受け付けない。

11 契約に関する基本的事項

受託候補者の特定後、提案内容に基づいて本業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、合意した場合に契約を締結する。なお、契約にあたっての主な留意事項は次のとおりである。

- (1) 企画提案の内容をそのまま委託するものではないこと。
- (2) 業務の全部又は一部について、町の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- (3) 契約にあたり、契約書を作成し、各1通を保有する。
- (4) 審査会による特定後、受託候補者から辞退の申し出があったとき若しくは契約の相手方として不適格であると判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、町は受託候補者が要した費用を補償しない。
- (5) 受託候補者との協議が整わないときは、次順位の者と順次契約に関する協議を行うことができる。
- (6) 仕様書に記載している施設一覧のうち、三戸町国民健康保険三戸中央病院については、受託候補者特定後の協議の段階で本事業の対象としない場合があることを了承すること。

12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおり。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施の公表(町ホームページ掲載)	令和5年11月17日(金)
質問書提出期限	令和5年11月21日(火)
質問に対する回答	令和5年11月22日(水)
参加意向申出書提出期限	令和5年11月28日(火)
参加資格審査結果通知	令和5年11月29日(水)
企画提案書提出期限	令和5年12月11日(月)
プレゼンテーション	令和5年12月14日(木)
選考結果通知・公表	令和5年12月19日(火)

現地調査及び詳細協議	令和5年12月下旬～令和6年1月下旬
契約締結	令和6年 1月 下旬

13 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正、差し替えは、町から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者特定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本町に請求することはできない。
- (5) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（特定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (7) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、町が必要と認める場合には、町は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする。
- (8) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとする。
- (10) LED化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (11) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を特定するものであるため、具体的な工事内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (12) 受託候補者特定後の現場確認等により仕様書で示す「既存器具リスト」との相違があった場合には、発注者と協議をすること。
- (13) 既存照明設備がLED照明器具である場合には、照明器具の更新は行わないものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して三戸町は一切の責任を負わないものとする。

＜積算用照明点灯時間一覧＞

No.	施設名	建築 年度	所管課	照明使用時間 (単位:h)	年間開館日数 (単位:日)	契約形態
1	三戸町役場（庁舎）	1996	総務課	8	243	高圧
2	三戸町立三戸小中学校	2013	教育委員会事務局	8	212	高圧
3	三戸町立斗川小学校	1997	教育委員会事務局	8	212	高圧
4	三戸町学校給食共同調理場	2000	教育委員会事務局	8	243	高圧
5	三戸町中央公民館	1968	教育委員会事務局	13	359	高圧
6	ジョイワーク三戸	1993	教育委員会事務局	13	359	高圧
7	三戸町立図書館	1980	教育委員会事務局	8	296	高圧
8	三戸町立歴史民俗資料館	1976	教育委員会事務局	5	203	低圧
9	三戸城温故館	1967	教育委員会事務局	4	203	低圧
10	郷土館	1970	教育委員会事務局	4	203	低圧
11	三戸町勤労青少年ホーム	1977	教育委員会事務局	8	359	高圧
12	三戸町民体育館	1968	教育委員会事務局	4	359	高圧
13	アップルドーム	1988	教育委員会事務局	13	359	高圧
14	松原公園	1980	教育委員会事務局	2	243	高圧
15	三戸町民プール	2015	教育委員会事務局	8	82	高圧
16	三戸町勤労者体育センター	1981	教育委員会事務局	2	359	高圧
17	三戸総合福祉センター	1977	住民福祉課	9	359	高圧
18	三戸町立中央児童館、三戸町老人福祉センター	1981	住民福祉課	11	294	低圧
19	三戸町立斗川児童館	2015	住民福祉課	11.5	293	低圧
20	三戸町農村環境改善センター	1980	農林課	8	243	高圧
21	病後児保育ジャブ	1968	住民福祉課	8	294	低圧
22	三戸町基幹集落センター	1985	農林課	8	243	高圧
23	SAN・SUN産直ひろば	2010	農林課	10	363	低圧
24	SAN・SUN産直研修館	1993	農林課	8	300	低圧
25	三戸町農産物加工センター	1992	農林課	8	300	低圧
26	道の駅さんのへ（駐車場）	1996	まちづくり推進課	3	365	高圧
27	三戸町国民健康保険三戸中央病院	1998	三戸中央病院	16	320	高圧